

京都市告示第370号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成23年1月11日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

| 建造物の名称          | 建造物の所在地  |
|-----------------|--|
| 梅辻邸             | 京都市北区上賀茂北大路町39番地1（一部）  |
| 樂吉左衛門           | 京都市上京区油小路通一条下る油橋詰町84番地   |
| 加藤邸             | 京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町二丁目579番地2  |
| 創芸の会            | 京都市上京区元誓願寺通大宮西入元妙蓮寺町553番地  |
| (追加指定)<br>林邸    | 京都市上京区今出川通七本松西入真盛町742番地1   |
| 帯屋捨松            | 京都市上京区笹屋町通大宮西入榊屋町609番地   |
| 松居邸（旧杉尾家）       | 京都市上京区上立売通小川東入上る挽木町529番地   |
| 大島邸             | 京都市伏見区京町三丁目181番地   |
| 月の桂・増田徳兵衛<br>商店 | 京都市伏見区下鳥羽長田町129番地、132番地、133番地、<br>134番地、135番地及び136番地並びに同区下鳥羽前田町6<br>6番地及び68番地1 |
| 田中邸（大原茶屋）       | 京都市左京区大原来迎院町275番地  |

(都市計画局都市景観部景観政策課)